

<h2 style="margin: 0;">調達要領指定書</h2>		調達要求番号	補第3号
		調達要求年月日	令和7年9月10日
		作成部課	えびの駐屯地業務隊補給科
		作成年月	令和7年9月10日
品名	使用済車両売払い		
仕様書番号	GV-Z001013E		

指定事項

1 総則

えびの駐屯地における使用済車両売り払いにおける要領について指定する。

1.1 売払い予定車両

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1	1/2 tトラック (指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	台	1	
2	73 式中型トラック	トヨタBXDKW47 6・キャブオーバー	台	2	
3	3 1/2 tトラック	いすゞSKW476・キ ャブオーバー	台	2	
4	1 tトレローラ (高機動車用)	トレクスCT-1000 B・フルトレローラ	台	6	

1.2 現地（物）確認

せん断作業に関する現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1700までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする7日前までに契約担当官に対し、通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.3 代金の引渡し

引渡し前までに納付する。

（解体・破碎作業の完了が令和8年3月31日を超えてはならない。）

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求

陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013E）に定めるとおりとする。

2.1.1 申請時期

入札の日から4ヶ月以内に許可を得られる期間を考慮した時期に申請を完了し、当該作業に関する許可の可否を14日前までに契約担当官へ通知する。当該通知がない場合は解体作業を認

めない。

2.1.2 提出書類

陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013E）の4.1に示す書類及び使用済自動車引取証明書
を提出する。

提出先は、契約担当官とし、写しをえびの駐屯地業務隊補給科補給班に提出する。

2.1.3 関連企業確認

契約相手方は、関連企業を含む名簿を事前に官側へ提出する。

2.2 引渡し

解体作業における引渡しは、1.2による確認時、その時期・場所を決定する。

2.2.1 整備作業場所（整備による使用区域）

解体作業を行う場所については、えびの駐屯地内の整備工場を基本とする。現地（物）確認時
に、整備作業で使用する場所を確認する。

2.2.2 作業時間

平日の0830～1700までの間とし、1200～1300は作業を中断する。休養日での
作業を希望する際は、申請時に申し出るものとする。その他、官側が対応できない日は作業を
しない。その際は、前日までに調整する。

2.2.3 作業開始の状態

解体作業場所までの売払い車両の搬送等については、契約相手方が実施するものとし、解体等
については、契約相手方の責任により実施するものとする。

2.2.4 必要な器材の携行

契約相手方は、当該作業に必要な器材の他、これに類する装置（発動発電機等の付属装置）を
携行解体作業開始日以降搬入し解体作業に臨むものとし、官側への借用要求はしないことを基
本とする。

2.2.5 作業確認

契約相手方は当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録
を必要とした場合はこれに応じるものとする。

2.2.6 廃油

当該解体作業に関わる廃油の処置については、解体作業着手前にその構想を官側へ伝達すると
ともに、駐屯地外へ流出しないよう処置を万全にする。また、油吸着マットや除去スプレーを
携行する他、流出した際の処置については、契約相手方の責任とする。

2.2.7 解体後の鉄くず

えびの駐屯地内の整備工場の前エプロンを一時保管場所として指定するも官側が指定する場
所とする。当該鉄くずを運搬する車両の搬入は、作業開始日から可能とする。

2.2.8 搬出鉄くずの保管

解体により生じた鉄くずを保管しておく場合は、車両に積載し、いつでも搬出できる態勢にしておくことを前提とし、事前に官側と協議し、その日付を設定するものとする。

2.2.9 搬出鉄くずの輸送

解体作業と輸送業者が異なる場合は、陸上自衛隊仕様書 (GV-Z001013E) 2.5.e によるものとする。

2.2.10 ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手方が持ち帰るものとする。

2.2.11 t t レーラ (高機動車用) の解体

1 t t レーラ (高機動車用) の解体は、陸上自衛隊仕様書 (GV-Z001013E) 「図 2-中型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図」の要領と同様とする。

3 品質保証

陸上自衛隊仕様書 (GV-Z001013E) を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正を作業により要求を満たす。

4 その他の指示

4.1 提出書類

陸上自衛隊仕様書 (GV-Z001013E) の 4.1 に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。遅滞した場合には、契約相手方の補償のもと当該書類の引継ぎを行う。

4.2 官側の確認

1.2 における確認時、作業場所の使用要領及び作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概要を官側へ通知する。この際、通知した解体作業できる車両数及び作業時間については変更してはならない。

4.3 安全管理

契約相手方は安全責任者を指名し、官側の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

4.4 売り払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外への立ち入りや写真撮影は禁止する。作業の一時中断間においても、同様とする。

4.5 調整先

a) 契約 (書類関連) に関する調整

第 3 6 4 会計隊えびの派遣隊

b) 解体作業 (実務) に関する調整

えびの駐屯地業務隊補給科